

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第 2 5 - 4 1 3 7 0 - 0 2 3 3 号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（盛土）
質 問 事 項	
1. 当該計画敷地内に生育している樹木の伐採及び既伐採済の幹・枝を処分・搬出の前作業として、集積及び小運搬に係る費用については、設計変更の協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。 2. 現工事用道路は、敷鉄板敷構造による 1 車線の急登坂路（約 11％）構造で交互通行のため、能力不足や効率低下等の問題が想定されます。このような工事用道路で既発注済工事の残土処理（約 148,000m³）に加え、新たに当該工事工区へ残土（約 131,000m³）を搬送・受け入れることとなりますが、このことに対する抜本的な改善策や対処方法をどのように計画されておりますでしょうか。ご教授願います。また、これらの改善や対策が必要と見込まれる場合は、協議の対象となりますでしょうか。併せてご教示願います。 3. 既発注済施工中の区域を跨いで、当該工区（1 工区）へ土砂搬送されることについての様々な調整事項や問題点が考えられます。工程計画検討における参考情報といたしたいためご教授願います。 4. 既発注工事において、他工区より搬入される流用土が盛土材の規格を外れる岩塊の粒径処理（クラッシャーによる破碎処理等）については、約款第 18 条に基づく、協議対象とする旨の回答を得ておりますが、今回も同様と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 5. 調整池の流末処理水路工の施工箇所が急斜面であることから、各種資材の運搬が困難ゆえにモノレール等の仮設機材を活用することについては、設計変更の協議対象となりますでしょうか。また、同箇所でのバックホウによる床掘作業が困難な場合は、人力施工への設計変更の協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。	

回 答 事 項
1. 現地踏査及び施工計画策定により、伐採木や既に伐採済みの幹・枝の集積や小運搬にかかる施工費は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。 2. 工事用道路の効率的な運搬について、既発注済み工事にて改善策を検討中です。当該工事で改善策の実施にあたっては、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。 3. 当該工区（1 工区）へのパイロット道路は施工済みとなっています。特記仕様書第 10 章 3 項に記載のある関連工事との調整が必要となります。なお、特記仕様書第 10 章 11 項のとおり支障物件はありません。 4. 他工事の流用土における盛土材の規格を外れる岩塊の粒径処理については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。 5. 現地踏査及び施工計画策定により必要と考えられる施工費等については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。